

前橋市立第五中学校 いじめ防止基本方針

1 教育目標

「豊かな徳性と高い知性をもつ心身のたくましい生徒を育てる」

2 目指す生徒像

- 豊かな心を持ち、協力し合う生徒
- よく考え、進んで学習する生徒
- 健康で、気力の充実した生徒

3 いじめ防止の基本的な考え方

- ① 学校が組織的にいじめ防止等の対策を実施することにより生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるようにする。
- ② いじめ防止等の対策においては、いじめが、いじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、生徒が十分理解できるようにする。
- ③ いじめ防止等の対策は、いじめを受けた生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、学校と地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめ問題を克服することを目指して行う。

4 組織と役割

いじめ問題に対しては全教職員で組織的に対応することとする。また、その中心的な役割を果たすいじめ防止対策委員会については以下のとおりとする。

(1) いじめ防止対策委員会

- ① 目的
学校におけるいじめ防止、早期発見及び、早期解消について機能的、実効的に行う。
 - ② 組織
 - ア 学校はいじめ防止基本方針に基づく取り組みを推進する。
 - イ 年間指導計画の作成・実施・評価を行う。
 - ウ いじめの疑いに関する情報、問題行動の情報等の収集と記録、共有する。
 - エ いじめの疑いがあった場合、緊急会議を開き、事実関係の聴取、指導支援方針を決定し、保護者と連携するなど組織対応をする。
 - いじめ防止対策委員長 校長
 - いじめ防止対策委員会の構成員 校長、教頭、生徒指導主事、教育相談主任、養護教諭、特別支援コーディネーター、各学年生徒指導担当、スクールカウンセラー
- ※ 場合によっては外部専門家（校医、民生児童委員、人権擁護委員）、生徒会担当、特活主任、道徳主任等を加えるなど、柔軟に対応する。
- 委員会開催日（定期）
 - ・毎月第4火曜日第3校時（アンケート実施後）
 - ・毎週火曜日第3校時（情報交換、ケース会議）

(2) 職員の役割

ア 校長（いじめ防止対策委員長）

- いじめ防止基本方針の策定（学校経営方針にも反映）、全校集会等でいじめ防止の雰囲気
を学校全体に醸成

イ 教頭

- 校内いじめ防止推進体制の連絡・調整

ウ 生徒指導主事

- 計画の立案、実施、評価の中心、連絡・調整

エ 教務主任

- いじめ防止のための教育課程の編成

オ 研修主任

- いじめ防止のための実践力向上の研修の企画・実施

カ 各学年主任

- 各学年の計画の立案・実施・評価、各学年の教師の指導力の向上、連絡・調整

キ 教育相談主任

- 個に応じた教育相談の計画・実施、スクールカウンセラーとの連絡・調整

ク 養護教諭

- 学校保健委員会等の教育活動で心の健康、命の大切さを取り上げる、該当生徒の心のケア
にあたる、連絡・調整

ケ 特別支援コーディネーター

- 被害・加害双方生徒の特性に応じた適切な支援や指導方針を提案し、関係機関との連絡・
調整

コ 各学年生徒指導担当

- 各学年のいじめ防止対策の具体的な実施、連絡・調整

サ 担任

- 学級生徒の指導、実態把握、家庭との連携

シ 副担任

- 各学年の指導、担任への協力

ス 部活動顧問

- 所属生徒の指導、実態把握、家庭との連携

セ 生徒会担当

- 生徒主体のいじめ防止活動の計画・立案・実施・評価

ソ 各種主任・担当

- 各担当分野のいじめ未然防止に向けた活動の計画・立案・実施・評価

タ スクールカウンセラー

- 該当生徒・保護者への心のケア、関係職員との連携

5 取組の内容

(1) いじめに対する基本認識

いじめに対する次の基本認識が持てるようにする。

- ① いじめは人権侵害であり、「いじめを絶対に許さない学校」をつくる。
- ② いじめられている子どもの立場に立ち、絶対に守り通す。
- ③ いじめる子どもに対しては、毅然とした対応と粘り強い指導を行う。
- ④ 保護者との信頼関係づくり、地域や関係機関との連携協力を努める。

(2) いじめの未然防止

① 居場所づくり

教職員が生徒のために、「安心感」、「自己存在感」、「満足感」をもたせることができる心理的安全性が確保された場所や機会を準備し、いじめが起こりにくい土壌をつくる。

ア 学習指導の充実

- 「わかる」「楽しい」授業
 - ・一つのことをやりきれる時間を保障し、学習に対する達成感・成就感を育てる。
 - ・学習に遅れがちな生徒も活躍できる場を設ける。
- 「信頼関係」のある授業
 - ・生徒の発言やがんばり、よさを多面的に認める。
 - ・生徒同士で認め合える場を設定する。
 - ・授業中の正答以外の発言や、自分と異なる意見などについても、そこから学ぶ姿勢や態度を育てる。

イ 環境づくり

- 教室環境
 - ・一人一人の生徒が学級に所属感をもてるような掲示（学級旗等）を工夫する。
 - ・いじめ防止ポスターや、いじめ防止標語等を学級で作成し、教室内に掲示する。
- 学校環境
 - ・ぐんまの子ども「いじめ防止宣言」を掲示し、いじめ防止の気運の醸成を図る。
 - ・学校行事や生徒会活動等で生徒が活躍した様子を発信する。

ウ 人権教育の充実

- 常時指導の充実
 - ・人権教育の基盤をなす「常時指導」（常にお互いを大切にする指導）を授業や給食、清掃、休み時間等、生徒が学校で過ごす全ての場面において行い、互いのよさを認め合える温かい学級
 - ・学校の雰囲気づくりを進める。
 - ・授業や学校行事等と人権教育との関連を図りながら指導ができるようにする。
- 教職員の人権感覚
 - ・生徒一人一人の大切さを自覚し、かけがえのない一人の人間として接する。
 - ・人権感覚を高め、不用意な言動でいじめを助長するようなことがないようにする。

エ 道徳教育の充実

- 道徳の時間
 - ・規範意識、友情、思いやり、寛容、誠実、公正公平、親切、勇気など、いじめの未然防止に連携した様々な道徳的価値について生徒がじっくりと考えを深められるようにする。
 - ・授業の中で、自己を振り返り、生き方についての考えを深め、道徳的実践力を育む。

② 絆づくり

特別活動の充実

特別活動における自主的、実践的な活動を核に生徒同士の人間関係づくりを推進する。

- 学級活動
 - ・いじめの未然防止や解決の方法等について話し合い、学級全体による集団決定や一人一人の自己決定を経て、いじめ防止へ向けた具体的な取組を実践する。
 - ・いじめにつながるような学級の諸問題を自分たちで解決していこうとする自発的・自治的な能力を育てる。

- 生徒会活動
 - ・生徒がいじめ問題を主体的に考え、自主的ないじめ防止につながるような取組を推進する
 - ・自校のいじめ防止スローガンやいじめ防止宣言を決定し、学校全体として統一した取組を進める。
- 部活動
 - 異年齢集団による自発的、自治的な活動を効果的に展開することを通して、リーダーシップやメンバーシップを意識させたり、役割分担の必要性に気付かせたりして、異年齢の他者ともよりよい人間関係を築くことができるようにする。
- 学校行事
 - ・自然や文化などに親しむ集団活動を通して、互いを思いやったり、共に協力し合ったりするなどの人間関係を築く。
 - ・全ての生徒が活躍できる場面をつくりだし、生徒の自己有用感を高めることで、いじめに向かわない生徒を育成する。

③ 学校・家庭・地域等の体制づくり

ア 学校体制の充実

- 教職員の見守る目
 - ・日頃から生徒の学校生活の様子に目を配り、よい表れやよい行動を積極的に認めたり、言葉に出して具体的な言葉をかけたりする。
 - ・悩みや不安を抱える生徒には、共感的に関わり、自らの力で解決できるような助言や支援に努める。
- 教職員同士の連携
 - ・生徒の家庭環境や友人関係、生活の様子等の情報を共有し、組織的な指導、支援ができるようにする。
 - ・その日にあった個人や集団のよい取組や努力などを教職員間で情報交換し、積極的に賞賛していく。
 - ・養護教諭やスクールカウンセラー、相談員等と情報を共有し、連携して対応する。

イ 学校・家庭・地域の連携

- 学校の様子を積極的に発信
 - ・学校通信や学年通信、ホームページを利用し、学校の様子を常に発信しておく。
 - ・保護者だけでなく、地域の自治会、健全育成団体、民生児童委員等とも生徒の様子を定期的に情報交換しておく。
 - ・保護者や地域の方がいじめにつながるような事案を学校に伝えることができるように保護者や地域の方に挨拶を行うと共に、些細なことでも、生徒の様子で気になることがあった場合、学校に連絡をするように依頼しておく。
- 家庭・地域との連携
 - ・保護者や地域の人と生徒が一緒になっていじめ問題について話し合う機会を設けるなど、地域の力を使って、いじめを未然に防ぐ「地域の輪」をつくります。
 - ・地域ボランティアの活動を通して、生徒の自己有用感を高める。
- 関係機関との連携
 - ・警察等の関係機関とは、何か問題が起きてから連絡するのではなく、非行防止教室など未然防止の視点からも連携を図っておく。
 - ・学校と警察のパイプ役として学校をサポートする少年育成センターとの連携も工夫する。
 - ・教育分野のネットワークだけでなく、福祉分野や保健分野のネットワークも大切にする。

(3) いじめの早期発見

① いじめを発見する手だて

ア 教師と生徒との日常の交流をととした発見

生活ノートにおけるかかわりやチャンス相談、休み時間や昼休み、放課後等の接する機会に気になる様子に目を配る。

イ 複数の教員の目による発見

- 多くの教職員が様々な教育活動を通して生徒にかかわることにより、発見の機会を多くする。
- 休み時間、昼休み、放課後の校内巡回を計画的に行うことで、いじめ等の発見に役立てる。

ウ アンケート調査

- 悩み事を含めた「いじめに関するアンケート調査」を学校全体で計画的に取り組む。記述しやすいように工夫する。
- 学年始めや長期休業明けなど、生徒の人間関係に変化が訪れる時期や、学年末でクラス替えなどに不安を感じる頃にも実施するなど工夫する。

エ 教育相談をととした把握

- 学校全体として定期的な面談の実施や、生徒が希望をする時には面談ができる体制を整えておく。
- 面談方法や面接結果について、スクールカウンセラー等から専門的な立場からの助言を得る。

オ 生徒会が主体となった取組

- 生徒会活動の中で、いじめ防止を訴え、解決を図れるような自発的、自治的な活動に取り組めるよう支援する。

② 学級内の人間関係の客観的な把握

学級内での人間関係のトラブルが潜在化し、いじめに発展しているケースもある。担任の思い込みを避けるためにも、教師の間の情報交換や各種調査による点検も工夫する。

- 朝の学年の打ち合わせでの共通理解、情報交換
- 学年会の共通理解と情報交換
- いじめ防止委員会での情報交換

③ いじめを訴えることの意義と手段の周知

ア いじめを訴えることは、人権と命を守ることにつながる立派な行為であることを日頃から指導しておく。

- 担任はもとより、誰でも話しやすい教職員に伝えてよいことを周知する。
- 悩み相談箱を設置する（ただし管理を徹底する）。
- 生徒指導担当やスクールカウンセラー、相談員等への相談の申し込み方法を周知します。
- 学校の電話番号やメールアドレスを周知し、様々な方法で相談できることを周知する。

イ 関係機関（いじめ・生徒指導相談室、市町村や警察の相談機関等）へのいじめの訴えや相談方法を家庭や地域に周知する。

- 関係機関の連絡先を配布物やポスター等で繰り返し周知する。

ウ 匿名による訴えへの対応

- 匿名で訴えたい気持ちに理解を示すとともに、早期に確実にいじめを解決するためには、氏名等の情報を得る必要があることを伝え、相談機関は秘密を厳守して、相談者の意向に添った対応をすることを周知する。

④ 保護者や地域からの情報提供

- ア 日頃から、いじめ問題に対する学校の考え方や取組を保護者や家庭に周知し、共通認識に立った上で、いじめの発見に協力を求めるとともに、保護者からの訴えに耳を傾ける。
- イ 保護者が子どもの変化を読み取れるよう「チェックポイント」などを知らせる。

(4) いじめの早期解消

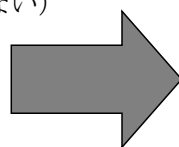
① 組織的対応の展開

ア いじめ防止対策委員会の設置

校長、教頭、生徒指導主事、教育相談主任、養護教諭、各学年生徒指導担当、特別支援コーディネーター、スクールカウンセラー *事案に応じて、柔軟に編成する。

イ いじめの情報(気になる情報)のキャッチ

- 最初に認知した教職員(一人で抱え込まない)
 - ・いじめが疑われる言動を目撃
 - ・生活ノート等から気になる言葉を発見
 - ・生徒や保護者からの訴え
 - ・アンケート調査から発見
 - ・同僚や地域からの情報提供
- 時系列に沿って、経過の記録を残していく。



いじめ防止対策委員会

必ず報告

独断で判断して、解決を焦らない

ウ 対応方針の決定・役割分担

- 情報の整理
 - ・いじめの態様、関係者、被害者、加害者、周囲の生徒の特徴
- 対応方針
 - ・緊急度の確認 「自殺」、「不登校」、「脅迫」、「暴行」等の危険度を確認
 - ・事情聴取や指導の際に留意すべきことを確認
- 役割分担
 - ・被害者からの事情聴取と支援担当
 - ・加害者からの事情聴取と指導担当
 - ・周囲の生徒と全体への指導担当
 - ・保護者への対応担当
 - ・関係機関への対応担当

エ 事実の究明と支援・指導

- 事実の究明
 - いじめの状況、いじめのきっかけ等をじっくり聴き、事実に基づく指導を行えるようにする。聴取は、被害者→周囲にいる者(冷静に状況をとらえている者)→加害者の順に行う。
- 事情聴取の際の留意事項
 - ・いじめられている生徒や、周囲の生徒からの事情聴取は、人目につかないような場所や時間帯に配慮して行う。
 - ・安心して話せるよう、その生徒が話しやすい人や場所などに配慮する。
 - ・関係者からの情報に食い違いがないか、複数の教員で確認しながら聴取をすすめる。
 - ・情報提供者についての秘密を厳守し、報復などが起こらないように細心の注意をはらう。
 - ・聴取を終えた後は、当該生徒を自宅まで送り届け、教師が保護者に直接説明する。
- 事情聴取の段階ではないこと
 - ・いじめられている生徒といじめている生徒を同じ場所で事情を聴くこと。
 - ・注意、叱責、説教だけで終わること。
 - ・双方の言い分を聞いて、すぐに仲直りを促すような指導をすること。
 - ・ただ単に謝ることだけで終わらせること。
 - ・当事者同士の話し合いによる解決だけを促すような指導を行うこと。

オ いじめの被害者、加害者、周囲の生徒への指導

○ 被害者（いじめられている生徒）への対応

【基本的な姿勢】

- ・いかなる理由があっても、徹底していじめられている生徒の味方になる。
- ・生徒の表面的な変化から解決したと判断せず、支援を継続する。

【事実の確認】

- ・担任を中心に、生徒が話しやすい教師が対応する。
- ・いじめを受けた悔しきやつらさにじっくりと耳を傾け、共感しながら事実を聞いていく。

【支援】

- ・学校はいじめている側を絶対に許さないことや今後の指導の仕方について伝える。
- ・自己肯定感の喪失を食い止めるよう、生徒のよさや優れているところを認め、励ます。
- ・いじめている生徒との今後の付き合い方など、行動の行方を具体的に指導する。
- ・学校は安易に解決したと判断せず経過を見守ることを伝え、いつでも相談できるように学校信頼できる教師の連絡先を伝えておく。
- ・「君にも原因がある」とか「がんばれ」などという指導や安易な励ましはしない。

【経過観察】

- ・生活ノートの交換や面談等を定期的に行い、不安や悩みの解消に努める。
- ・自己肯定感を回復できるよう、授業、学級活動等での活躍の場や、友人との関係づくりを支援する。

○ 加害者（いじめている生徒）への対応

【基本的な姿勢】

- ・いじめを行った背景を理解しつつ、行った行為に対しては毅然と指導する。
- ・自分はどうすべきだったのか、これからどうしていくのかを内省させる。

【事実の確認】

- ・対応する教師は中立の立場で事実確認を行う。
- ・話しやすい話題から入りながら、うそやごまかしのない事実確認を行う。

【指導】

- ・被害者の辛さに気付かせ、自分が加害者であることの自覚をもたせる。
- ・いじめは決して許されないことをわからせ、責任転嫁等を許さない。
- ・いじめに至った自分の心情やグループ内等での立場を振り返らせるなどしながら、今後の行動の仕方について考えさせる。
- ・不平不満、本人が満たされない気持ちなどをじっくり聴く。

【経過観察等】

- ・生活ノートや面談などを通して、教師との交流を続けながら成長を確認していく。
- ・授業や学級活動等を通して、エネルギーをプラスの行動に向かわせ、よさを認めていく。

○ 観衆、傍観者への対応

【基本的な指導】

- ・いじめは、学級や学年等集団全体の問題として対応していく。
- ・いじめの問題に、教師が生徒とともに本気で取り組んでいる姿勢を示す。

【事実確認】

- ・いじめの事実を告げることは、「チクリ」などというものではないこと、辛い立場にある人救うことであり、人権と命を守る大切な行為であることを伝える。

【指導】

- ・周囲で、はやし立てていた者や傍観していた者も、問題の関係者として事実を受け止めさせる
- ・被害者は、観衆や傍観者の態度をどのように感じていたかを考えさせる。
- ・これからどのように行動したらよいかを考えさせる。
- ・いじめの発生の誘引となった集団の行動規範や言葉遣いなどについて振り返らせる。
- ・いじめを許さない集団づくりに向けた話し合いを深める。

【経過観察等】

- ・学級活動や学校行事等を通して、集団のエネルギーをプラスの方向に向けていく。
- ・いじめが解決したと思われる場合でも、十分な注意を怠らず、継続して指導を行っていく。

② 保護者との連携

ア いじめられている生徒の保護者との連携

- 事実が明らかになった時点で、速やかに家庭訪問を行い、学校で把握した事実を正確に伝える。
- 学校として徹底して生徒を守り、支援していくことを伝え、対応の方針を具体的に示す。
- 対応経過をこまめに伝えるとともに、保護者からの生徒の様子等について情報提供を受ける
- 対応を安易に終結せず、経過を観察する方針を伝え、理解と協力を得る。

イ いじめられている生徒の保護者との連携・・・保護者が不信をもつ対応

- 保護者からの訴えに対し、安易に「うちのクラスにはいじめはない」などと言う。
→ 事実を調べ、いじめがあれば生徒を必ず守る旨を伝える。
- 「お子さんにも問題があるからいじめにあう」などの誤った発言をする。
- 電話で簡単に対応する。

ウ いじめている生徒の保護者との連携

- 事情聴取後、生徒を送り届けながら家庭を訪問し、事実を経過とともに伝え、その場で生徒に事実の確認をする。
- 相手の生徒の状況も伝え、いじめの深刻さを認識してもらう。
- 指導の経過と生徒の変容の様子等を伝え、指導に対する理解を求める。
- 誰もが、いじめる側にも、いじめられる側にもなりうることを伝え、学校は事実について指導し、よりよく成長させたいと考えていることを伝える。
- 事実を認めなかったり、うちの子どもはいじめ加害の中心人物ではないなどとして、学校の対応を批判したりする保護者に対しては、あらためて事実確認と学校の指導方針、教師の生徒を思う信念を示し、理解を求める。

エ いじめている生徒の保護者との連携・・・保護者が不信をもつ対応

- これまでの子育てについて批判する。

オ 保護者との日常的な連携

- 年度当初から、通信や保護者会などで、いじめの問題に対する学校の認識や、対応方針・方法などを周知し、協力と情報提供等を依頼する。
- いじめや暴力の問題発生時には、いじめられる側、いじめる側にどのような支援や指導を行うのか、対応の方針等を明らかにしておく。

③ 関係機関との連携

ア 深刻ないじめの解決には、教育委員会、警察、児童相談所、医療機関等の連携が不可欠である。

イ 日頃からの連携が、深刻な事案が発生した時の連携を容易にする。

連携を必要とする状況	関係機関
<ul style="list-style-type: none"> ・いじめの発見状況を報告する。 ・対応方針について相談したい。 	前橋市教育委員会
<ul style="list-style-type: none"> ・指導方針や解決方法について相談したい。 ・生徒や保護者への対応方法を相談したい。 	総合教育センター、前橋市教育プラザ
<ul style="list-style-type: none"> ・いじめによる暴行・傷害事件、恐喝等の刑事事件等が発生している。 	中央児童相談所、前橋東警察署 少年育成センター
<ul style="list-style-type: none"> ・いじめられた生徒が外傷や心的外傷を負っている。 	医療機関、こころの健康センター

・いじめられた生徒、いじめた生徒への福祉的・心理的側面からの支援のあり方について相談したい。	中央児童相談所、前橋市の福祉課等
--	------------------

(5) ネット上のいじめへの対応

- インターネットの危険性を十分に理解した上で、ネット上のトラブルについて最新の動向を把握し、生徒の情報モラルの向上に努める。
- 「ネット上のいじめ」を発見した場合は、書き込みや画像の削除等、迅速な対応を図るとともに、人権侵害や犯罪、法律違反など、事案に応じて、警察等の専門機関と連携して対応していくこととする。

① ケータイ・スマホ等が関係しいじめの事例の啓発

様々なトラブルが発生していることを伝え、保護者と正しい使い方の約束をするようにさせる。

② 未然防止の取組

ア 情報モラル教育の推進を図る。

イ 群馬県中学校非行防止プログラム、携帯・インターネット問題講習会、情報モラル講習会など、各種講習会の活用を図る。

③ 早期発見・早期解消の取組

ア ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、直ちに削除する措置をとる。

イ 早期発見の観点から、市教委青少年支援センターのネットパトロールの結果を活用したり、学校独自のネットパトロールを実施したりして、ネット上のトラブルの早期発見に努める。

④ 削除依頼の手順の確認

ア 事実の確認

はじめに、可能な限り被害者本人および保護者の了解のもと、発見までの経緯、書き込み者の心当たりの有無、保護者への相談状況、他の生徒の認知状況等を確認し、書き込みの実態を把握する

イ 対応方針の検討

把握した実態を、いじめ防止対策委員会で共有する。ただし、被害者本人、保護者等が生徒への影響を嫌うこともあるため、当事者の気持を尊重する。

ウ 生徒への対応

被害者本人への対応（不安の共感的理解）、加害者への対応（書き込み者が分かっている場合）、当事者以外の一般の生徒への指導（必要と判断した場合）等、現実の学校生活等における問題への対応を、インターネット上の対応と並行して行う。

エ インターネット上の対応

書き込み者が特定できた場合には、当該生徒に書き込みを削除させることが先決である。書き込み者が特定できなかった場合には、被害者本人または学校や教育委員会等が削除依頼することも選択肢とする。

オ 事後の経過の確認

書き込みを削除できた場合でも、書き込みされた内容のキャッシュ（検索エンジンが検索結果を表示するための索引を作る際に、検索にかかった各ページの内容を保存したもの）が残っているため、再び同じ内容が書き込まれる恐れがある。1ヶ月間程度は、被害者の心のケアはもちろんのこと、その後の書き込み状況の経過をみるようにし、場合によっては必要な方策を講じる。

(6) 重大事態への対処

① 重大事態とは

- ア いじめにより被害生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた事案。
イ いじめにより生徒が相当の期間学校を欠席した事案。
ウ その他、いじめの被害生徒または保護者が、精神的被害が重大であると申し立てている事案。

② 重大事態への対応

○重大事態が発生した場合には、以下のような対応を速やかに行う。

- ア 市教育委員会へ報告し、市教育委員会と連携した対応を行う。
イ いじめ防止対策委員会を中心として組織的な対応を行う。
ウ 関係生徒及び全職員に対する聞き取り調査やアンケート調査の実施等、事実関係を明確にする。
エ 関係生徒の保護者に対して情報を提供するなど、連絡・対応を的確に行う。
オ 市教育委員会と連携して、保護者・地域・報道機関等への対応を的確に行う。
カ 関係生徒及び保護者の心のケアに努める。
キ 他の生徒への的確な対応と心のケアに努める。

(7) 評価

いじめの事実が隠蔽されず、いじめの実態の把握及びいじめに対する措置が適切に行われるよう、いじめの早期発見、いじめの再発を防止するための取組等について適正な評価をする。

6 年間計画 「いじめ防止への取組計画」

月	具体的な取組内容	取組上の留意点
4	○いじめ防止等の対策のための組織の設置 ○第1回いじめ防止対策委員会 ○いじめに関するアンケート調査① ○いじめ防止に関する年間計画の共通理解 ○学校間、学年間の情報交換、指導引き継ぎ ○学級開き・人間関係づくり・学級のルールづくり ○保護者への「学校基本方針」の説明、相談窓口の周知 ○学年懇談会での「いじめ防止」の啓発 ○毎週のあいさつ運動（生徒会 生活委員会） ○毎日の生活ノート点検	・全ての教職員が学校基本方針を共通理解する ・保護者、地域の方々にもいじめ防止等の取組について理解してもらえよう、保護者会や、Web ページ等で周知を図る ・児童生徒の実態把握を行い、いじめの未然防止や早期発見に役立たせる（通年）
5	○教育相談での「いじめ防止」の啓発 ○第2回いじめ対策委員会 ○いじめに関するアンケート調査② 《春のいじめ防止強化月間》 ○学級活動 「いじめが心身に及ぼす影響（題材例）」	・いじめ意識アンケートを作成したり、集計したりする中で生徒に、いじめ問題は自分たちの問題であることを意識させる ・スクールカウンセラーの活

	<ul style="list-style-type: none"> ○旅行的行事実施時の「いじめ防止」の啓発 ○生徒会中心のいじめ防止活動の実施 ○毎週のあいさつ運動（生徒会 生活委員会） ○毎日の生活ノート点検 	用を図る
6	<ul style="list-style-type: none"> ○第3回いじめ対策委員会 ○いじめに関するアンケート調査③ ○情報モラル教室 ○校内研修 「いじめ問題の学校の組織的対応の在り方・いじめ防止対策推進法の理解」 ○毎週のあいさつ運動（生徒会 生活委員会） ○毎日の生活ノート点検 	<ul style="list-style-type: none"> ・授業を通じた人間関係づくりの視点から授業公開を行い、授業の在り方を考える
7	<ul style="list-style-type: none"> ○第4回いじめ対策委員会 ○いじめに関するアンケート調査④ ○毎週のあいさつ運動（生徒会 生活委員会） ○毎日の生活ノート点検 	<ul style="list-style-type: none"> ・夏休み前にあらためて良好な人間関係について道徳や学活等で取り上げていく。
8	<ul style="list-style-type: none"> ○第5回いじめ対策委員会 	<ul style="list-style-type: none"> ・1学期を振り返り、夏休み以降の計画等について修正確認する
9	<ul style="list-style-type: none"> ○第6回いじめ対策委員会 ○いじめに関するアンケート調査⑤ ○毎週のあいさつ運動（生徒会 生活委員会） ○毎日の生活ノート点検 	<ul style="list-style-type: none"> ・スクールカウンセラーの活用を図る
10	<ul style="list-style-type: none"> ○第7回いじめ対策委員会 ○学校行事（文化祭・体育祭等）を通じた人間関係づくり ○いじめに関するアンケート調査⑥ ○毎週のあいさつ運動（生徒会 生活委員会） 	<ul style="list-style-type: none"> ・学校行事等に向けての活動での言動に注視し、人間関係の把握や変化を見取る
11	<ul style="list-style-type: none"> ○第8回いじめ対策委員会 ○いじめに関するアンケート調査⑦ ○教育相談の実施 1, 2年：希望者を中心としたチャンス相談 3年：保護者も入れた三者面談 ○毎週のあいさつ運動（生徒会 生活委員会） ○毎日の生活ノート点検 	<ul style="list-style-type: none"> ・学校評価を行い、教職員の取組の振り返りや、保護者や地域からの評価の集計を行う
12	<ul style="list-style-type: none"> ○第9回いじめ対策委員会 ○いじめに関するアンケート調査⑧ 《冬のいじめ防止強化月間》 ○生徒会が作成したいじめ意識アンケートの実施 ○生徒会が中心となったいじめ防止活動の実施 (いじめ意識アンケート、あいさつ運動の実施、相談箱の活用等) ○いじめ防止標語・ポスターの取組 ○人権週間（人権意識啓発活動） 	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒がいじめ意識アンケートの集計を行い、今後の取組に生かす ・生徒が互いの良さを認め合える温かい学級 ・学校の雰囲気づくりを進める ・学校評価の結果を基に、取組全体の見通しや、今後の取

	<p>○学校評価の実施②</p> <p>○毎週のあいさつ運動（生徒会 生活委員会）</p> <p>○毎日の生活ノート点検</p>	<p>組について検討を行い、冬休み以降の計画等について修正確認する</p>
1	<p>○第10回いじめ対策委員会</p> <p>○いじめに関するアンケート調査⑨</p> <p>○毎週のあいさつ運動（生徒会 生活委員会）</p> <p>○毎日の生活ノート点検</p>	<p>・スクールカウンセラーの活用を図る</p>
2	<p>○第11回いじめ対策委員会</p> <p>○いじめに関するアンケート調査⑩</p> <p>○学級活動</p> <p>「進級・卒業に向けて（例）」</p> <p>○毎週のあいさつ運動（生徒会 生活委員会）</p> <p>○毎日の生活ノート点検</p>	<p>・生徒のこれまでの取組や、いじめ意識アンケートの結果について情報共有し、来年度の取組に生かせる子ども会議になるようにする</p>
3	<p>○第12回いじめ対策委員会</p> <p>○いじめに関するアンケート調査⑪</p> <p>○生徒会によるいじめ防止活動についての振り返り</p> <p>○学校基本方針の見直しと来年度へ向けての検討</p> <p>○毎週のあいさつ運動（生徒会 生活委員会）</p> <p>○毎日の生活ノート点検</p>	<p>・今年度の活動が十分に「いじめ防止に有効であったか」等を振り返り、次年度に向けての取組について考えられるようにする</p> <p>・いじめ防止対策委員会が中心となり、今年度の取組についての検証と、来年度に向けての方針について検討する</p>